

登園許可証明書

学校保健安全法施行規則第19条の規定により、以下の疾病のため、出席停止とします。

下記の感染症について子どもの症状が回復し、医師により集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際は、登園許可証の提出が必要です。

丸印	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
	風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
	水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	全ての発疹が痂皮（かさぶた）になっていること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、且つ全身状態が良好になっていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	飛沫感染、潜伏期間2～10 有効治療開始後24時間経過するまでは感染源となる	医師により感染の恐れがないと認められていること
	流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
	腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）		症状が治まり、医師により感染の恐れがないと認められていること 抗菌薬による治療が終了し、連続2回の検便によって陰性が確認されていること
	急性出血性結膜炎	接触感染 潜伏期間24時間～3日 目をウイルスのついた手でこする等	医師により感染の恐れがないと認められていること
	結核		医師により感染の恐れがないと認められていること

参）保育所における感染症対策ガイドライン

ひより保育園 園長 殿

登園許可証明書

園児名： _____（ 年 月 日生）

病名： _____

出席停止期間： _____年 月 日 ～ _____年 月 日

症状が回復したため、集団生活に支障がない状態と判断し、登園を許可する。

_____年 月 日 医療機関名： _____

医師名： _____ 印

登園証明書

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活ができるよう、下記の感染症については、登園の目安を参考に医師の診断（受診は必須）に従い、保護者が登園届を記入の上、提出をお願いします。

丸印	感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後48時間以上が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	必ず発熱や激しい咳等が治まっていること
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事と水分がとれること
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 ・ノロウイルス ・ロタウイルス ・アデノウイルス等	嘔吐、下痢の症状がある間と、症状消失後から1週間（数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢（普通の便になるまで）等の症状が治まり、普段の食事と水分がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事と水分がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮（かさぶた）になっていること
	突発性発疹	潜伏期間10日、飛沫・経口・接触感染 発熱中は感染力が強い	解熱し、機嫌が良く、発疹が落ち着き全身状態が良いこと

参) 保育所における感染症ガイドライン

ひより保育園 園長 殿

登園届 【保護者記入】

園児名： _____ (年 月 日生)

病名： _____

医療機関名： _____ (年 月 日受診)

受診後、症状が回復し集団生活に支障がない状態になりましたので登園いたします。

年 月 日 保護者名： _____